沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業指定事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は沖縄県居宅介護職員初任者等養成研修事業実施要綱(以下「実施要綱」という。) 第9条の規定により、居宅介護職員初任者等養成研修を行う研修事業者及び研修事業の指定にあ たって、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準)

- **第2条** 研修事業所の指定を受け研修を実施しようとする者(以下「指定研修事業申請者」という。) は、次の各号に掲げる基準を満たさなければならない。
 - 事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力及び事業の安定的運営に必要な財政 基盤を有するものであること。
 - ② 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿や決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
 - 事業が実施要綱に定める内容に従い実施されるものであること。
 - ④ 研修カリキュラムが、実施要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。ただし、受講者の希望等を考慮して、必要な科目や時間の追加をすることは差し支えない。
 - □ 講義を担当する講師について、別表1に定める講師選定要件を満たし、かつ、各科目を担当するために適切な人材が適当な人数確保されていること。
 - ⑤ 事業を実施するために必要な研修会場及び必要な備品及び教材等が確保されていること。
 - ◎ 適切な実習施設(別表第2に定める施設)との連携により、実習実施計画が定められていること。
 - ※ 実習科目ごとに実習目的、実習内容及び実施方法(実習記録及び実習時の留意事項等を含む。) を明示した実習要項が定められていること。
 - 毎年度継続的に研修事業を実施できること。
 - 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則又は募集要項等を定め、これを公開すること。
 - ア 開講の目的
 - イ 研修の名称
 - ウ実施場所
 - 工 研修期間
 - オ 研修カリキュラム
 - カ 講師氏名
 - キ 研修修了の認定方法
 - ク 受講資格及び定員
 - ケ 募集時期及び受講手続
 - コ 受講料及びテキスト代等
 - サ 欠席者に対する補講の実施方法及び補講にかかる費用等の取扱い
 - シ 研修中の事故等が発生した場合の損害賠償について
 - □ 研修への出席状況及び成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し保存すること。
 - □ 指定取消しの処分を受けた場合は、取消し後5年以上経過していること。

(研修事業の委託)

- 第3条 指定研修事業者である地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人は、他の県内の指定 研修事業者に受講決定事務を除く研修事業の実施について委託することができる。
- 2 前項により、研修事業を委託する場合は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書(様式第8号)により知事に届出なければならない。
- **3** 研修事業を受託した者は、受託した研修事業を再委託してはならない。 (補講の実施)
- **第4条** 指定研修事業者は、やむを得ない事情により研修の一部を欠席した者に対して次のとおり、補 講を行うものとする。
 - (1) 講義科目の補講は、当該科目の代替受講、個別指導又はレポートの提出とする。
 - (2) 演習 (実技講習) 科目の補講は、当該科目の代替受講又は個別指導とする。
 - (3) 実習科目は、別途日程により当該科目実習を行うものとする。
- 2 補講は、当該指定研修事業者が修了期限内に行うものとする。ただし、講義及び演習(実技講習) の代替受講は、他の指定研修事業者が実施する研修の当該科目の受講をもって代えることができる。
- **3** 補講として、レポートの提出又は他の研修事業者が実施する研修での代替受講を行う場合は、各研修課程の科目数及び時間数の1割を越えて行うことはできない。

(事業者指定申請)

- 第5条 指定研修事業申請者は、「居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定申請書(様式第1号)」に、次の各号に掲げる書類を添付して、研修の募集を行おうとする日の60日前までに、知事に申請しなければならない。
 - (1) 学則又は募集要項
 - (2) 研修カリキュラム
 - (3) 講師履歴兼講師就任承諾書(様式第2号)
 - (4) 居宅介護職員初任者等養成研修事業講師一覧表(様式第3号)
 - (5) 実習要項(実習を行う課程のみ)
 - (6) 実習施設利用計画書(様式第4号)及び実習施設受入承諾書(様式第5号)
 - (7) 研修事業に係る事業開始年度及び次年度の収支計画書
 - (8) 定款、寄付行為その他の基本約款等
 - (9) 資産状況(申請者の予算書及び決算書)
 - (10) 修了証明書及び携帯用修了証明書の様式
- 2 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、前項に定める書類に加え、次の各号に掲げる 書類を添付しなければならない。なお、面接指導に係る必要時間数は、障害者居宅介護従業者基 礎研修課程にあっては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者 養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応 用課程、行動援護従事者養成研修課程、視覚障害者移動支援従業者養成研修課程及び全身性障害 者移動支援従業者養成研修課程にあっては1時間以上であること。
 - (1) 通信添削課題
 - (2) 添削指導及び面接指導の方法等
 - (3) 面接指導の実施期間における研修講義室及び演習(実技講習)室使用承諾書(様式第6号)

- 3 居宅介護職員初任者研修課程の通信学習については、研修カリキュラムで実施する、全130時間のうち、各科目ごとの上限を超えない範囲で最大合計40.5時間について実施することができるものとする。各科目ごとの通信学習の上限は別表3のとおりとする。なお、通信学習を実施する場合には、適切な教材及び方法により、指導及び評価を行うこと。
- 4 補講を他の県内の指定研修事業所に依頼する場合は、前2項各号に定める事項に加え、居宅介 護職員初任者等養成研修事業補講受入承諾書(様式第7号)を提出しなければならない。
- **5** 研修事業を委託する場合にあっては、前4項各号に定める書類に加え、次の各号に掲げる書類 を添付しなければならない。
 - (1) 居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届出書(様式第8号)
 - (2) 居宅介護職員初任者等養成研修事業実施に係る研修事業委託契約書の写し
 - (3) 受託者の居宅介護職員初任者等養成研修事業者指定通知書の写し
- 6 指定研修事業申請者が、地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人である場合には第1項 第8号及び第9号に掲げる書類の提出を免除する。
- 7 申請は研修課程ごとに行うものとする。

(研修事業者の指定)

第6条 知事は、指定研修事業申請者から、前条の規定による指定申請があった場合、審査の結果、申請内容が第2条各号に掲げる内容に適合すると認める場合、指定研修事業者として指定をすることができる。

(研修の実施届出)

- 第7条 指定研修事業者が研修を実施する場合には、年度初回の研修の受講者募集を開始しようとする30日前までに、「居宅介護職員初任者等養成研修事業実施届出書(様式第9号)」に、次に掲げる書類を添付して知事に届け出なければならない。
 - (1) 居宅介護職員初任者等養成研修事業年間計画一覧(様式第10号)
 - (2) 居宅介護職員初任者等養成研修事業個別計画一覧(様式第11号)
- 2 知事は、前項により届け出た内容が適当でないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、 必要な指示を行うことができる。

(事業者の変更届出)

- 第8条 指定研修事業者は第5条(第1項第9号については、研修事業に関するもの)の申請内容を変更する場合には、変更することとした日から10日以内に「居宅介護職員初任者等養成研修事業者変更届出書(様式第12号)」に必要な書類を添付のうえ知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項により届け出た内容が適当でないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、 必要な指示を行うことができる。

(研修の変更届出)

- 第9条 指定研修事業者は、第7条の規定により届け出た研修の日程を変更するときは、変更を加える30日前までに「居宅介護職員初任者等養成研修事業変更届出書」(様式第13号)に必要な書類を添付のうえ提出しなくてはならない。
- **2** 知事は、前項により届け出た内容が適当でないと認められる場合には、指定研修事業者に対し、 必要な指示を行うことができる。

(事業休止又は再開の届出)

第10条 指定研修事業者は、やむを得ず研修事業を休止し、1年以上研修を実施しない場合には、 休止することとした日から10日以内に、事業を再開する場合には、募集開始の30日前までに、 「居宅介護職員初任者等養成研修事業(休止・再開)届出書」(様式第14号)を提出しなけれ ばならない。

(事業の廃止)

- 第11条 指定研修事業者が事業を廃止する場合には、廃止することとした日から10日以内に「居宅介護職員初任者等養成研修廃止届出書」(様式第15号)を提出しなければならない。 (実績報告)
- 第12条 指定研修事業者は、各研修修了後1か月以内に「居宅介護職員初任者等養成研修事業実績報告書(様式第16号)」に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に報告するものとする。
 - (1) 居宅介護職員初任者等養成研修修了者名簿(様式第17号)
 - (2) 居宅介護職員初任者等養成研修受講者出席簿(様式第 18 号)
 - (3) 居宅介護職員初任者等養成研修施設(事業所)実習修了証明書(様式第19号)
 - (4) 研修事業に係る収支決算書
- 2 研修事業の実施において、他の指定研修事業者で補講を行った場合は、前項の書類に加えて、 居宅介護職員初任者等養成研修事業補講実施報告書(様式第7-2号)の写しを添付すること。
- **3** 研修科目の免除を行った場合には、前2項の書類に加えて、研修終了者の研修科目免除申請書 の写しを添付すること。

(調査及び指導等)

- 第13条 知事は、指定研修申請事業者及び指定研修事業者に対して、必要があると認める場合は、 実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。また、研修 事業の実施等に関して適当でないと認める場合は、事業者に対して改善指導を行うことができる。
- **2** 前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。 なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の取消し)

- 第14条 知事は、指定研修事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定を取り消す ことができる。
 - (1) 第2条各号の指定基準を満たすことができなくなった場合
 - (2) 事業者指定申請又は実績報告等において虚偽の申請又は報告等があった場合
 - ③ 事業を適正に実施する能力に欠けると認められる場合
 - (4) 事業の実施に関し、不正な行為があった場合
 - (5) 前条第1項に定める調査に応じない場合又は改善指導に従わない場合
 - (6) その他研修事業者として不適切と判断される場合 (秘密の保持)
- 第15条 指定研修事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る秘密について、正当な理由な く漏らしてはならない。また、指定研修事業者は、受講者が実習で知り得た個人の秘密について 漏らさないよう、受講者を指導しなければならない。

(安全の確保)

第16条 指定研修事業者は、研修事業の実施にあたり、安全の確保及び事故の防止等について、

必要な措置を講じなければならない。

(関係書類の保存)

第17条 指定研修事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類及び修了者台帳等、 修了者に関する書類を保存しなければならない。

(特記事項)

- 第18条 視覚障害者移動支援従業者養成研修課程及び全身性障害者移動支援従業者養成研修課程 を実施する指定研修事業者は、受講者に対して、受講申込前に移動支援事業の従事者要件は、各 市町村が定めるものであり、各市町村により異なる旨を周知するものとする。
- 第19条 県が設置する職業能力開発校や地方公共団体、国の行政機関又は独立行政法人(以下「開発校等」という。)が実施する委託訓練で、居宅介護職員初任者等養成研修事業を実施する際において、取り扱いについては次の表に定める。

要件項目等	取り扱い
委託先の条件	委託訓練の委託先となる実施者は、事前に各研修課程の指定申請を受けた指
	定研修事業者でなければならない。
契約について	開発校等は、委託訓練を実施する際には、委託先となる事業者が、委託する
	各研修課程の指定を受けた指定研修事業者であることを書面や、県に確認す
	る等し、確実に指定研修事業者と委託契約を結ぶこと。
届出について	委託を受けた指定研修事業者は、居宅介護職員初任者等養成研修事業委託届
	出書(様式第8号)により事前に知事に届出を行うとともに、自らが指定研
	修事業者として研修を実施する際と同様の届出を行わなければならない。
再委託の禁止	委託を受けた指定研修事業者は、受託した研修事業を再委託してはならない。
施行日	平成20年4月1日から施行するものとする。

(その他)

- **第20条** この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、知事 が別に定めるところによる。
- 2 この要領に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

附則

- **1** この要領は、平成20年3月17日から施行する。
- 2 次に掲げる要領は廃止する。
 - (1) 沖縄県ガイドヘルパー養成研修事業指定要領(平成11年制定)
 - (2) 沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業指定要領(平成14年制定)
 - (3) 沖縄県重度訪問介護従事者養成研修事業指定要領(平成18年制定)
- 3 第5条及び第7条の規定にかかわらず、平成20年5月末までに初回の研修を実施予定の研修 事業者は、受講者募集を開始しようとする14日前までに研修事業者の指定申請または研修の実 施届出を行うのとする。
- 4 施行日において、廃止前の沖縄県障害者(児)ホームヘルパー養成研修事業指定要領(平成

14年制定)により、指定をうけている研修事業者は、施行日に指定を受けていた研修課程について、居宅介護職員初任者研修等養成研修各課程に係る第6条の指定を受けたものとみなす。

5 前項の規定により第6条の指定を受けたものとみなされた者は、施行日から3ヶ月以内に申請をしなければ、当該期間の経過によって、その効力を失う。

附 則

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、平成25年8月16日から施行する。
- 2 開発校等が実施主体となって、委託訓練により、居宅介護職員初任者等養成研修事業等を既に 実施しているときは、委託を受けた指定研修事業者が、自らが指定研修事業者として研修を実施 しているものとみなす。

附則

1 この要領は、平成27年1月9日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年2月27日から施行する。

附則

1 この要領は、平成27年6月22日から施行する。

講師選定要件

1 共通要件

- (1) 各科目を教えるのに相応しい専門家が講師として担当するものとし、その講師要件については、居宅介護職員初任者研修課程については2の表、その他の研修課程については3の表のとおりとする。
- (2) 考え方及び内容の偏りを防ぐために、同一講師及び同一機関に所属する講師が担当できる科目については、次のとおりとする。
 - ア 同一講師が担当できる科目数は4科目までとする。
 - イ 同一機関の職員が担当する科目数は、総科目数の2分の1以下とすることが望ましい。
- (3) 演習(実技講習)については、定員20人当たり1人の講師が担当することとする。また、講師のほかに助手を確保する等、受講者全員が十分な演習(実技講習)を受講することができるよう努めること。
- (4) 交通機関を利用した演習については、安全確保のために、上記の講師に加えて、受講者8人につき1人の助手を確保するよう努めること。
- (5) 実務経験の算定については、次のとおり取り扱う。
 - ア 実務経験は、各資格取得(又は、研修修了)後から算定するものとし、資格取得(研修修 了)前の業務経験は算定しない。
 - イ 実務経験とは、介護福祉士であれば介護業務、社会福祉士であれば相談援助業務等の当該 資格に関わる業務経験を指す。
 - ウ 実務経験の算定基準として、常勤又は非常勤で雇用されており、当該業務の勤務日数が年間 180 日以上あるものを算定対象とする。雇用形態が登録等の者及び勤務日数が年間 180 日未満のものは実務経験としては算定しない。
 - エ 実務経験について、当該業務について専任及び兼任の別は問わないが、複数職種を兼務している場合は主たる業務についてのみ実務経験に算定する。

2 居宅介護職員初任者養成研修課程講師要件

科 目(項 目)	講師の要件	
1. 職務の理解	(6時間)	
(1) 多様なサ	1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員	
ービスの理解	2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介	
(2)介護職の	護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能	
仕事内容や働く	力を有する者	
現場の理解	3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士	
	4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし	
	て従事する職員	
	5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活	
	動している看護師又は保健師	
	6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指	

導者等)

2. 介護における尊厳の保持・自立支援 (9時間)

(1)人権と尊 │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員

けた介護

- 厳を支える介護 | 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 (2) 自立に向 │ 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
 - 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指 導者等)

3. 介護の基本 (6時間)

役割、専門性と

(2) 介護職の

職業倫理

- ける安全の確保
- (4) 介護職の 安全

- (1)介護職の │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 多職種との連携│護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
- (3) 介護にお 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
 - 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指 導者等)

4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携 (9時間)

制度

- (2) 障害者及 びその他の制度
- (1)介護保険 │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
 - 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 |護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指 導者等)
 - 6 当該科目に関する事務を担当している現職の行政職員

(3) 医療との 連携とリハビリ テーション

- 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 リハビリ業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取っ て活動している作業療法士、理学療法士又は言語聴覚士
- 3 介護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している介護福祉士
- 4 医師
- 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
- 5. 介護におけるコミュニケーション技術(6時間)

ーション

(1)介護にお 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員

けるチームコミ

ュニケーション

けるコミュニケ | 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 (2) 介護にお 力を有する者

- 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
- 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
- 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動 している看護師・保健師
- 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指 導者等)

6. 老化の理解(3時間)

うこころとから だの変化と日常

- (1) 老化に伴 ┃ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
 - │2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 看護業務に5年以上従事している看護師又は保健師
 - 5 医師
 - 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指 導者等)
 - 7 実務経験が5年以上ある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(2) 高齢者と 健康

- 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 看護業務に5年以上従事している看護師又は保健師
- 3 医師
- 4 実務経験が5年以上ある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

7. 認知症・行動障害の理解(6時間)

取り巻く状況

- (1) 認知症を │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
 - 2介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介護 職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能力 を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
 - 6介護保険事業所等に勤務する職員(施設長、管理者又は介護福祉士実習指導 者等)
 - 7 認知症対応施設等に従事した経験がある認知症介護実践者研修修了者

(2) 医学的側 面から見た認知 症の基礎と健康

- 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 看護業務に5年以上従事している看護師又は保健師
- 3 医師
- 4 実務経験が5年以上ある理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

(3)認知症に 伴うこころとか らだの変化と日 常生活

管理

- | 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者

(4) 家族への 支援

- 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
- 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
- 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
- 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長又は管理者、介護福祉士実習指 導者等)
- 7 認知症対応施設等に従事した経験がある認知症介護実践者研修修了者

(5)行動障害 とは

- | 1 発達障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年 以上従事し、かつ沖縄県が実施するサービス管理責任者研修を修了している者
- (6) 自閉症の 理解
- 2 発達障害者(児)・知的障害者(児)・精神障害者の直接支援に従事して いる医師、看護師、准看護師、保健師、心理判定員、臨床心理士
- 障害特性
- (7) 自閉症の | 3 福祉系学校等で類似項目を教えている教員
- (8) 行動障害 | 業務経験者
- 4 発達障害者支援センターで3年以上業務に従事している職員またはその
- が起きる背景の
- 理解
 - (9) 行動障害

を起こさないよ うにするための 支援

8. 障害の理解(6時間)

礎的理解

学的側面、生活 障害心理・行動 の特徴、かかわ り支援等の基礎 的知識

- (1)障害の基 │1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
 - 2 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活
- (2)障害の医|動 している看護師・保健師
 - 3 医師
 - 4 臨床心理士、精神保健福祉士又はその他同等の能力を有する者
 - 5 リハビリ業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取っ て活動している作業療法士・理学療法士・言語聴覚士
 - 6 介護業務に5年以上従事している(訪問介護員養成研修1級課程修了者、 介護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士等)
 - 7 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 8 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任支援専門員社会福祉 士として従事する職員

理、かかわり支 援の理解

- (3)家族の心 │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
 - 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能 力を有する者
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動 している看護師又は保健師
 - 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長又は管理者、介護福祉士実習指 導者等)

9. こころとからだのしくみと生活支援技術(75時間)

- 本的な考え方
- (1)介護の基 │ 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 (2)介護に関│護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能

するこころのし

- (5)快適な居 護
- 連したこころと 介護
- 乗に関連したこ ころとからだの しくみと自立に 向けた介護
- (8) 食事に関 連したこころと からだのしくみ と自立に向けた 介護

(9)入浴、生

- 活保持に関連し たこころとから だのしくみと自 立に向けた介護 (10) 排泄に関 連したこころと からだのしくみ と自立に向けた 介護
- (11) 睡眠に関 連したこころと からだのしくみ

力を有する者

- くみの基礎的理 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
- 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし (3)介護に関して従事する職員
- するからだのし 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 くみ基礎的理解 | 動している看護師又は保健師
- (4) 生活と家 | 6 介護保険事業所等に勤務する職員(施設長又は管理者、介護福祉士実習指 導者等)
- 7 3年以上実務経験のある精神科医師又は臨床心理士((2)介護に関する 住環境整備と介 | こころのしくみの理解に係る部分に限る)
- 8 3年以上実務経験のある福祉住環境コーディネーター又は福祉用具専門相 (6)整容に関│談員((5)快適な居住環境整備と介護に係る部分に限る)
- 9 3年以上実務経験のある理学療法士又は作業療法士((5)快適な居住環 からだのしくみ | 境整備と介護及び (7)移動・移乗に関連したこころとからだのしくみと自立 と自立に向けた | に向けた介護に係る部分に限る)
- 10 歯科医師・歯科衛生士又は言語聴覚士((8)食事に関連したこころとか (7)移動・移 │ らだのしくみと自立に向けた介護の中の口腔ケアに係る部分に限る)

と自立に向けた 介護

(12) 死にゆく 人に関連したこ ころとからだの しくみと終末期 介護

(13) 介護過程

の基礎的理解

(14) 総合生活

支援技術演習

10. 振り返り (4時間)

- 備えと研修修了 後における眷属 Dを有する者
- 的な研修
- (1)振り返り 1 福祉系、医療系学校で当該科目あるいは類以科目を教えている教員
- (2) 就業への | 2 介護業務に5年以上従事している訪問介護員養成研修1級課程修了者、介 護職員基礎研修課程修了者、実務者研修修了者、介護福祉士、その他同等の能
 - 3 相談業務に5年以上従事している社会福祉士
 - 4 地域包括支援センターに保健師、社会福祉士又は主任介護支援専門員とし て従事する職員
 - 5 看護業務に5年以上従事し、かつ1年以上在宅サービスと連携を取って活 動している看護師又は保健師
 - 6介護保険事業所等に勤務する職員(施設長又は管理者、介護福祉士実習指導 者等)

3 その他の研修課程の講師要件

No	必要資格	実務経験等	その他要件
1	社会福祉士	社会福祉士として、3年以上生活支援員等の 相談援助業務に従事経験がある者	
2	介護福祉士	↑護福祉士として、3年以上介護職員及びホームヘルパー等の直接援助業務に従事経験がある者	
3 医師		医師免許を有する者	
4	眼科医	医師免許を有している者で、眼科を専門とし ている者	
5	精神科医	医師免許を有している者で、精神科を専門と している者	
6	精神保健福祉士	精神保健福祉士として、3年以上精神障害者の在宅サービスに従事経験がある者	
7	精神障害者の相談業務に 従事する精神保健福祉士	精神保健福祉士として、医療機関等において 3年以上精神障害者の相談業務に従事経験が ある者	

8	理学療法士	理学療法士として、3年以上機能訓練業務に 従事経験がある者	
9	作業療法士	作業療法士として、3年以上機能訓練業務に 従事経験がある者	
10	言語聴覚士	言語聴覚士として、3年以上言語訓練業務に 従事経験がある者	
11	臨床心理士	臨床心理士として、3年以上心理療法及び相 談援助業務に従事経験がある者	
12	心理判定員	心理判定員として、3年以上心理療法等に従 事経験がある者	
13	保健師又は看護師	保健師又は看護師として、3年以上の従事経 験がある者	
14	訪問指導に従事する保健 師	訪問指導等の在宅福祉サービスに関わる業務 に3年以上従事経験のある者	
15	訪問看護に従事する看護 師	訪問看護業務に3年以上従事経験がある者	
16	障害者(児)の訪問指導に 従事する保健師	在宅障害者(児)に対する訪問指導に3年以上 従事経験のある者	
17	障害者(児)の訪問看護に 従事する看護師	在宅障害者(児)に対する訪問看護業務に3年 以上従事経験のある者	
18	終末期介護に従事する看 護師	終末期介護に3年以上従事経験のある者	
19	管理栄養士又は栄養士	管理栄養士又は栄養士として、社会福祉施設 において3年以上勤務経験のある者	
20	救急救命士等	救急救命士又は日本赤十字救急法指導員とし て登録されている者	
21	一級建築士	1級建築士の免許を有している者で、障害者 又は高齢者等の住宅改修に相当の実績を有す る者	
22	弁護士	弁護士として登録している者で、人権擁護活動に相当の実績のある者	
23	サービス提供責任者	介護福祉士登録後又は障害者(児)ホームへルパー養成研修1級課程修了者であって、3年以上サービス提供責任者として従事経験がある者(平成15年3月31日までの主任ヘルパーとしての従事経験を含む。)	
24	ガイドヘルパー	ガイドヘルパーとして、それぞれの障害に対応したガイドヘルプに5年以上従事経験がある者	
25	障害者(児)の相談支援業 務に従事する者	市町村相談支援事業所又は地域活動支援センター等において、5年以上相談支援業務に従 事経験のある者	
26	障害者(児)又は高齢者施 設長	障害者(児)又は高齢者施設において、5年以 上施設長としての従事経験がある者	
27	障害者(児)施設の生活支 援員又は児童指導員	障害者(児)施設において、5年以上当該職種 の従事経験がある者	
28	生活支援員、生活相談員及	社会福祉施設において、5年以上当該職種の	

	び児童指導員	従事経験がある者	
29	視覚障害者生活支援員	視覚障害者施設において、5年以上生活支援 員としての従事経験がある者	
30	歩行指導員	歩行指導員として、3年以上従事経験がある 者	
31	高齢者施設生活相談員	高齢者施設において、5年以上生活相談員と しての従事経験がある者	
32	高齢者又は障害者(児)施 設の主任級介護職員又は 看護職員	高齢者施設又は障害者(児)施設において、5 年以上当該職種の従事経験がある者	
33	デイサービスセンター介 護職員	デイサービスセンターにおいて、5年以上当 該職種の従事経験がある者	
34	高齢者の訪問指導等に従 事する保健師又は看護師	高齢者の訪問看護等に従事する保健師又は看護師で、3年以上従事経験がある者 (准看護師での従事経験は含まない。)	
35	在宅介護支援センター職員	在宅介護支援センターの専任の従業者として、3年以上相談援助業務の従事経験がある者	
36	介護支援専門員	介護支援専門員として登録後、2年以上ケア プラン作成業務に従事経験がある者	
37	レクリエーション指導者	福祉レクリエーション・ワーカーの資格を有する者で、障害者(児)又は高齢者等へのレクリエーション指導員として活動し、相当の実績を有する者	
38	障害者福祉行政担当者	障害者福祉主管課において1年以上担当し、 現在も担当している者	
39	高齢者福祉行政担当者	高齢者福祉主管課において1年以上担当し、 現在も担当している者	
40	福祉行政担当者	社会福祉主管課において1年以上担当し、現 在も担当している者	
41	人権啓発行政担当者	人権啓発主管課において1年以上担当し、現 在も担当している者	
42	人権啓発を行う団体職員	人権啓発を行う団体において1年以上担当 し、現在も担当している者	
43	各養成校の教員	福祉科の高等学校教員免許を有する者で、高等学校において、当該科目内容を教授している者又は大学、短期大学、高等技術専門校、介護福祉士受験資格を得られる高等学校、社会福祉士若しくは介護福祉士養成施設等において、当該科目内容を教授している者	
44	その他	科目を担当するのに相応しいものとして、知 事の承認を得た者	

別表2(第2条関係)

実習施設等及び実習指導者要件

1 共通要件

- (1) 実習施設(事業所)要件
 - ア 実習は、開所後3年以上経過しており、適正に運営されている施設(事業所)で行うこと。
 - イ 実習生の受入について、実習生の更衣、食事室及び実習日誌を記入する部屋等の体制が整って いること。
 - ウ 現在、施設(事業所)で従業者として勤務している受講生については、勤務先以外の施設(事業所)で実習を行うことが望ましい。
 - エ 受入人数の基準は次のとおりとすること。

ホームヘルプ同行訪問	2名以下	
現場見学	相手方の了解を得た人数	
上記以外の実習	5名以下	

(2) 実習指導者要件

- ア 実習指導者は、当該実習施設(事業所)に勤務しているもので、当該業務について的確に実習 生に指導できる者が担当すること。
- イ 従事経験の算定については、講師要件の実務経験の算定に準じて取り扱う。
- ウ 実習指導者は、当該実習施設(事業所)の主任職員が担当することが望ましい。

2 個別要件

実習受入施設(事業所)種別及び科目ごとの実習指導者については、次のとおりとする。

(1) 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

科目	実習受入施設 (事業所)	実習指導者
ホームヘルプサー ビス同行訪問 (4時間)	○居宅介護事業所 ○訪問介護事業所 ○夜間対応型訪問介護事業所 等	介護福祉士又は居宅(訪問) 介護従業者養成研修1級若 しくは2級課程修了者であ って、ホームヘルプ業務に
		1年以上業務経験のある者
生活介護を行う事 業所等見学 (4時間)	○生活介護を行う事業所○通所介護事業所○訪問看護ステーション	当該事業所の部門責任者及びそれに準ずる者
(4時間)	○通所リハビリテーション事業所 等	

(2) 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

٠,	主人的行为版化水自民外外形型化林田			
	科 目	実習受入施設(事業所)	実習指導者	
	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習(5時間)	○重度訪問介護を行う事業所○居宅介護事業所○移動支援を行う事業所○障害者支援施設○障害児入所施設○旧共同生活介護を行う事業所	3年以上直接援助業務に従事している者であって、当該施設において1年以上勤務している者	
	外出時の介護技術 に関する実習 (2時間)	○生活介護を行う事業所 等		

(3) 重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び重度訪問介護従業者養成研修統合課程

	科 目	実習受入施設(事業所)	実習指導者	
Ī	重度肢体不自由者	○重度訪問介護を行う事業所	3年以上直接援助業務に従	
	の介護サービス提	○居宅介護事業所	事している者であって、当	
	供現場実習	○障害者支援施設	該施設において1年以上勤	
	(3時間)	○障害児入所施設	務している者	
		○旧共同生活介護を行う事業所		
		○生活介護を行う事業所 等		
		※在宅等で生活する障害程度区分5又は6であ		
		る肢体不自由者(児)に対する介護サービス提供		
		現場を1か所以上含むこと。		

別表3居宅介護職員初任者研修課程の講義を通信の方法によって行う場合(第5条関係)

別衣 3 店宅介護職員初生有研修課程の講義。 科目	通信形式で実施できる上限時間	時間数
1. 職務の理解	0	6
2. 介護における尊厳の保持・自立の支援	7. 5	9
3. 介護の基本	3	6
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	7. 5	9
5. 介護におけるコミュニケーション技術	3	6
6. 老化の理解	1. 5	3
7. 認知症・行動障害の理解	3	6
8. 障害の理解	3	6
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	12	75
10. 振り返り	0	4
合計	40. 5	130